

日 時 令和5年2月2日（木）午後2時～3時17分
場 所 犬山市役所 2階205会議室
出席者 鈴木委員、日比野委員、舟橋委員、河村委員、
板津委員、山本委員、石原委員、原委員、
久世委員、岡村委員、諏訪委員、玉置委員
(欠席) 鈴村委員
事務局 高木健康福祉部長、舟橋保険年金課長、
梅田保険年金課課長補佐、
保浦保険年金課統括主査
河合保険年金課職員

◆議事

会長代行

本日出席している委員は12名。鈴村委員については欠席となっています。犬山市国民健康保険運営協議会規則第5条の定足数を満たしておりますので、直ちに会議を進めます。議事に入る前に、本日の議事録署名人を私から指名させていただきます。被保険者代表の鈴木委員さん、保険医・薬剤師代表の板津委員にお願いします。

では、議題に入ります。まず議題1「国民保険運営協議会答申について」は、先日1月18日に私が市長に答申をさせていただきましたので、ご報告させていただきます。資料の方をご覧ください。修正案の通り答申をさせていただきました。経緯についても、これまでの経緯を細かく原市長に説明させていただきました。先日1月11日に、私の議会の中の会派の視察で厚生労働省に行って参りまして、国民健康保険の考え方についていろいろと意見交換をしてきました。国としては保険料を平準化していくことに力を入れていて、国からの支援も、財務省かなにかの社会保障ワーキングチームというところからかなり厳しく言われていて、何とかやってくれなくてはいけないということです。市からの繰り入れについても、いろんな意見交換をした中で、この会議の中で出た意見も申し上げたのですが、冷たい回答ということが大体でした。「市からの借入はできないか」ということも聞きましたが、「それは赤字補填ということになります」ということでした。点数制度というのがあって、国の方針通りにやると、いわゆるインセンティブという、お金をつける努力支援制度みたいなことがあります。その点数がなくなってしまう。市と県の両方に関わってくるということを言われました。国の対応はなかなか変わらなそうだという感触でした。原市長にもご報告したのですが、国の回答として「もう医療費を使う方を抑制するしかない」ということを言われたんですけども、原市長としても「そんな無責任な話はない」ということをおっしゃっていました。だから、答申にある「全庁的な工夫を図る」というところで、具体的にどうなんだという指摘もあり、全くその通りではあるんですけども、市長と一緒にそこは考えていきたいという思いです。以上報告です。今のことについて、何かご質問はございませんでしょうか。

《質問なし》

会長代行

それでは議題1を終わります。続いて、議題2「県が発表した本算定納付金額について」、事務局の説明をお願いします。

事務局

前回12月に開催した第4回で、来年度の納付金の仮算定結果をご説明し、それをもとに、来年度の国保税をどうするかご協議いただきました。本日は、先日1月20日に愛知県から来年度の納付金の本算定結果が示されましたので、報告させていただきます。結論から申し上げますと、今回県が発表した本算定納付金は、前回12月にお示しした仮算定の金額と比べて増額となっています。愛知県の納付金額が増額となっていますので、犬山市に割り振られる、来年度に県へ納める納付金額も増額となっています。資料2を使って、犬山市に割り振られた納付金についてご説明させていただきます。資料2の⑩をご覧ください。犬山市が県へ納める納付金の合計額です。今回示された本算定の結果、18億7,543万2,342円が犬山市が来年度に県へ納める納付金の合計となります。前回説明した仮算定の金額が右側にありますが、仮算定と比べて約1,200万円増加しています。⑪の被保険者一人当たりの納付金負担額でみますと、15万1,208円で、仮算定と比べて1,001円増加しています。仮算定と比べて本算定の納付金が増額となった原因ですが、県の説明によりますと、仮算定の時と比べて、県へ入ってくる歳入、国や社会保険から県へ入ってくる交付金が、仮算定の時より減ったためということです。そのため、各市から集めるべき納付金額が増加したということです。県の歳出の方も、仮算定の時と比べて増えたということではなく、むしろ減っているのですが、歳出の減少よりも、歳入、国などからの交付金の減少のほうが大きいいため、納付金全体としては増額となっています。このように全体として増えていますが、もう少し細かく、犬山市が県へ納める納付金の内訳である医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の増減についてご説明させていただきます。表の上部分の計算過程は省略させていただきます。納付金額を見ていきますと、⑫医療給付費分の納付金額は、仮算定と比べて、2,288万5,710円増えています。増えた理由ですが、県の納付金の計算の元となる、県が推計する保険給付費は仮算定時と変わっていないのですが、納付金の算定においてマイナスするもの、表でいうと⑬や⑭が仮算定時と比べて減っているため、医療給付費分の納付金は増えています。⑮後期高齢者支援金の納付金につきましては、仮算定と比べて、485万9,094円減っています。減った理由ですが、後期高齢者支援金は、一人あたり負担見込額が国から示されていて、それに被保険者の人数をかけて計算するのですが、後期高齢者が病院にかかった時に窓口で払う負担の割合が昨年10月から見直しをされまして、これまで1割負担だった人の一部が2割負担となりました。その影響を考慮して、一人あたり負担見込額が仮算定時と比べて減少したため、納付金額が仮算定と比べて減額となりました。⑯介護納付金についても、仮算定と比べて561万6,912円減っています。介護納付金も、一人あたり負担見込額に被保険者数の見込みをかけて計算しますが、県全体の被保険者数の見込みが仮算定時と比べて減ったため、納付金額が仮算定と比較して減額となりました。それにより、犬山市へ割り振られる金額も減りました。以上、納付金の中身を見ますと、仮算定時と比べて、後期高齢者支援分、介護納付金分は減りましたが、医療給付費分が増えましたので、全体では増えています。

会長代行

では、今の説明に対してご質問はありませんか。

A委員

仮算定の時ですらかなりの値上げになって大変だなと思っていたときに、さらに増額というのは理解できないです。県に入ってくるお金が減ったから、それを各市町に割り振っているということですが、答申で今回も9.5%程度の値上げをお願いしないといけないですけど、その分で間に合うのか、その辺をもう少しお聞かせください。

課長

先日ご答申をいただきまして9.5%増税ということになりましたが、それで予算を組んでおります。令和5年度当初予算上で見るとそれぞれの納付金の金額はクリアできている状態になっていますので、増税分を反映した形でこの納付金には対応できていると考えていただいて結構かと思います。ちなみに令和5年度の当初予算案で申し上げますと、医療給付費分につきましては12億8,594万5千円ですので、本算定額を上回る金額で組んでいます。それから後期高齢者支援金も4億7,149万7千円、それから、介護納付金につきましても、1億6,148万8千円ということで、9.5%の増税を反映した金額で計算した必要な納付金額の予算を組んでありますので、今回につきましては問題ないかと考えます。仮算定の時から、犬山市だけでも1,240万円ほど上がっておりますが、他の市町もかなりあちこちから「こんなに上がるとは」という声が上がってしまっていて、ひどい市だと1億円ぐらい想定していた金額に足りないということで、すぐに市長や副市長と相談して当初予算を上げなければいけないという対応されたところもあったようです。

A委員

例年は仮算定、本算定というのはほぼ同じぐらいの額なのか、だいぶ差があるものなのか、通常はどのようなものですか。

課長

今までは、仮算定と比べてむしろ本算定の方が少なめで済んでいました。

B委員

今の答弁で分かりましたが、今までは仮算定より本算定の方が低かったという記憶が僕もあります。今回これだけ本算定の方が上がってきた理由が、国から県に来るお金が少なかったという説明が先ほどありましたが、その辺りをもう少し噛み砕いて説明していただきたいです。それと、医療給付費分のところで2,200万円増えている部分ありますが、この2,200万円の説明ももう少し噛み砕いてしていただいた方が理解できると思います。

課長

県からいただいている資料ですと、県全体一人あたりでは、医療費分につきましては前年度比で9.16%上がっています。後期高齢者支援金分については14.36%上がっています。介護納付金分については、6.1%ぐらい減少しています。そういう中で、県全体として考えたときに、先ほど申し上げたように、県に入ってくる予定だった歳入の部分の公費が減ってしまい、県全体の納付金額は上昇しています。

B委員

その理由が知りたいです。

事務局

まず医療分についてですが、県の医療給付の見込みは仮算定時と変わっていません。したがって、先ほどから2人がご説明しているように、県に入るお金が減ったからということになります。先ほど国等と説明したので、国や県から来るお金が減ってしまったのかなと思われた方もいらっしゃるかと思いますが、実際は社会保険から来る前期高齢者交付金が大幅に減ったことが原因です。国保はお年寄りが多いので前期高齢者が多く、社会保険の方は少ないので、その偏差を埋めるために、いろいろな国の係数が重なって、結構巨額なお金が国保に流れてくるという仕組みになっています。それが仮算定の時の計算よりも、実際に12月末に計算をした方が、かなり交付金額が減ってしまいました。給付額は変わらないが、県に入るお金が減った。その減った部分は各市町が持たなくてはならない。このため納付金が増えてしまったというのが理由となります。

B委員

よく分からないです。例年はちゃんとその交付金が入ってきていて、仮算定との差がこんなに上がることがなかったです。だから、その社会保険の方から云々という話の、その部分が何が変わったのか。変わっていないのに上がるわけがない。

課長

それに加えて、昨年度は決算剰余金を全部入れましたが、今年度はそれがないので、その分上がってます。

事務局

昨年度と比べて大きく上がったのは今の課長の説明のとおりです。仮算定の時も剰余金ゼロだったので、本算定との違いは私の説明となります。先ほどのB委員の「難しい」という問いに対して平易に説明するのは難しいのですが、1年間に前期高齢者の人が使うであろう医療費を概算でもらっておいて、2年後にその決算が出ますので、概算額が決算額より多かったら返さないといけないし、少なかったらもらえるという仕組みがあります。精算のプロセスで足らなかつたり増えたりし、それが県全体だと巨額なので、そういう偏差は仮算定と本算定でこれまでも出てきていました。昔はこれを市がやっていたので、大変予測に苦慮していました。今は県全体でやっているのでも、上下幅は少なくなっていますが、やはり差は出てしまうということになります。後期高齢者支援金は、先ほど説明がありましたが、みんなが使う医療費の窓口負担が2割になった人がいるので、逆に、保険者が負担するお金が減ったから、概算の時よりも単価を減らしています。介護納付金の方は、40歳から65歳の人が減っているのでも、その分人数が減ったので納付金も減ったという話です。なかなか複雑なので、きっちりとは説明しづらいですが以上です。

B委員

何となく釈然としませんが、最初の説明に比べたら少しは理解しました。ただ、今の説明からいくと、今後、同じようなことがまた起こってくるのではないかなと思います。今までは、どちらかと言えば仮算定よりも本算定が低かったが、今年度と同じことが来年度の仮算定と本算定の時も今の説明だったら起こりうる。だから今までの状況と少し変わってきたというのが聞いていて思ったことです。

事務局

今まで本算定の方が低かったのは、課長が説明した通り、県に剰余金があったからで、今までは、今回と同じように本算定で上がり過ぎても、これはちょっとかわいそうだから剰余金で仮算定並みに抑えましょうとかそういう調整をしてくれたからです。今回は表でお示ししたとおり、剰余金がゼロですので、その影響はもろに市町村に降ってきてしまうということです。県に剰余金がない場合においては、こうしたことはこれからも平気で起こりうると思われれます。

会長代行

財政安定化基金というものが県にはありまして、それも国に行ったときに聞いてきているのですが、災害とか疫病にしか使えない部分とそうでない部分、こうやって財政に変動があるときに使える部分を用意しているのだけど、県は今その部分はないという状態だそうです。それは剰余金で積み立てていただかなくてはいけない部分なんですよということを言われました。災害とか緊急時に使える部分はあることはあるけど、それは別枠ということだそうです。

B委員

結局、そうすると、県も国保会計で全部賄って行けど、できるだけ剰余金も国保会計で生んで、会長代行が今説明してくれた部分のことを期待せずに、国保会計の中で残ったものはちゃんと積み立てて、剰余金として厳しい時に使えと。今はそれが無いから赤字だと、そういう考え方で間違いないですか。

会長代行

国の方は「これ以上出せない」「医療費を使うのを減らすのか、増税するしかない」というような言い方。僕も「そんなことで社会保障のセーフティネットとしていいんですか」と聞いたら、無言でした。一職員さんに聞くには酷な質問ではあるんですけど、返答はないです。国の制度の矛盾がこういうところに現れる。これから、使う分以上に増える可能性が高い。剰余金を積み立ていくから将来必要な部分も拠出していきましようというふうになってしまう。

B委員

そうすると、いよいよ前から話している一般会計からの繰り入れ、国がペナルティを課すから我々としてもなかなかそれはできないねと言っていたのを発動しないと、いろいろな意味で厳しいのではないかなと思います。もうペナルティを受けてでも、国保に入っている市民の皆さんの負担を考えたとき、今その議論ではないかもしれないけれど、今回の仮算定と本算定の話から想像するに、やはり県の方はお金がない、しかしながら、県に納めるために市は保険税を上げていかなければいけないという状況を考えてみると。事務局としてどう考えますか。今それを答える場面ではないのかもしれないですけど。

会長代行

それについて国にいろいろと状況を聞いていまして、全国1, 700の保険者のうち200ほどはもう慢性的に赤字状態だそうです。繰り入れが恒常化している状態。国は、それを是正してくれと言って、財政健全化計画を提出はさせているのですが、6年前からこの制度は始まって、今、1クール終わっているそうです。だんだん減ってきてはいるけれど、それでも200ほどはもう解消の見込みはないそうです。犬山市もそっちに転落してしまうかもしれない。その場合、ペナルティというより、インセンティブがなくなる。保険者努力制度というのがあって、プラス30点を今もらっている状態なのですが、それを金額にしたらどうなるかということは今事務局に聞いています。

課長 今、久世会長代行がおっしゃられたように、30点ですが、はっきりとした金額がちょっと計算できないですが、おそらく、今までのいただいている補助金の額から推測すると1千万弱ぐらいかと思います。

B委員 億の会計で1千万？

課長 そうですね。

事務局 計算ができないというのは、計算が難しいという意味ではありません。その時の国の全部の予算額を全市町村が取った点数で割ると1点当たりの単価が出るので、それに30点を掛けた額がもらえます。その時の国の予算が少なければ少ししかもらえないし、多ければもらえる額が増えるとか、他の自治体で点数が取れないところがあったら当市の分が増えるとか、そういう複雑な要素があるので、数字を示すのは難しいのだと考えてください。

会長代行

国の都合で変えてきているというのが正しいかもしれません。地方交付税のように、いよいよどうかなという議論に来年度はなっていくと思います。国に行ったときに聞いたのですが、インセンティブは、市だけではなくて、県にもかかってくるということです。県も国からインセンティブをもらう。県には県で赤字補填してはいけないというルールがある。愛知県では他にも赤字補填してるところもあるのですが、これ以上に増えていくと、県に入るお金が減って県全体に影響してくるので、「ちょっと犬山市さん困るよ」というふうになりかねないところではあります。ただ、それも金額ベースにしたら意外と大したことなかったということになるかもしれない。そういう自治体がいっぱい増えてくると予算を増やしましょうかというふうになるかもしれない。というのが現状です。

他に質問はございますか。

《質問なし》

では、ないようですので、次の議題に移りたいと思います。議題3、先ほど諮問を受けた「出産育児一時金支給金額の改定について」、事務局からの説明をお願いします。

事務局

資料3をご覧ください。まず、ご説明させていただく前に1点訂正させていただきます。「事務局から」という箇所の一行目、「出産育児一時金は『任意給付』にあたり」と書いてありますが、「任意給付」ではなく、「法的給付のうち市町村の条例で給付額を定めるもの」ということになりますので、申し訳ございませんが、ご訂正をお願いいたします。それでは一番上の「背景」から説明させていただきます。背景につきましては、政府の少子化対策の強化策として、一時金の大幅な増額を決定したというのがございます。2番目の「現状」ですが、これについては1枚めくっていただいて、参考資料1をご覧ください。現在、犬山市の国民健康保険において、出産育児一時金の給付額については42万円となっています。この金額については平成21年の10月1日か

ら42万円になりまして、それ以降、金額に変更、改定はございません。ですので、今回が久しぶりの改定という形になります。犬山市における出産育児一時金の件数については大体年間30件から40件ぐらいの間で支給をしています。続きまして、3番目の「出産費用」については、参考資料2をご覧ください。まず、都道府県別の公的病院における出産費用についてですが、下の表になります。これは国が調べたものになります。国の公的病院における出産費用、差額ベッド代や産科医療補償制度を除くものですが、この平均につきましては大体全国平均45万円。最高は東京都の56万円。最低は鳥取県の36万円ということで大体20万円ぐらい差があります。続きまして上段になりますが、現在犬山市に分娩可能な産婦人科はマザークリニックハピネスが1件ありますが、こちらは費用として50万円を若干超えるぐらいが平均費用となっています。ただ、先ほど申し上げた都道府県別の公的病院における出産費用については差額ベッド代や産科医療補償制度を除いた金額ですが、マザークリニックハピネスを含めた近隣の出産費用の平均につきましては、差額ベッド代や産科医療補償制度を含めた金額になっておりますので、若干差異が出てきてるといことになります。続きまして、「国の動向」ですが、昨年9月以降、社会保障審議会医療保険部会という会議で定期的に議論されてきました。12月初旬に政府は来年度から50万円に引き上げる方向で調整に入ったという新聞報道が出て、12月15日の同部会の中で、令和5年4月1日から全国一律で50万円とするということが決定されました。これを受けて、各市町村に12月26日付けで厚生労働省保険局国民健康保険課より「総支給額が50万となること」「施行期日は令和5年4月1日であること」ということが通知されてきました。最後に「事務局から」ですが、出産育児一時金については、先ほど言いましたように法定給付であり、市の条例で定めるものにあたりますので、給付額の変更は本運営協議会の諮問答申事項となります。そのため協議いただきたいです。ただし、4月1日施行ということになりますので、条例改正がかなりタイトなスケジュールとなります。また、国の法改正のタイミングが分からない状況ということもありますので、国の決定した額と同様に引き上げるかどうかについて議論をいただき、答申をいただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

会長代行

では、ただいまの説明に質問はありませんか。

B委員

参考資料2の確認をしたい。出産費用のところの「51」「55」「51」「51」、4つの枠がありますが、その説明をもう一回してもらえませんか。

事務局

こちらは、犬山市へ国保連合会から出産育児一時金に関する請求が来ますが、その請求の金額になります。

課長

この病院では出産が4件あって、51万円のものが1件、55万のものが1件、51万円が1件、51万円のものが1件。この病院の全ての出産にかかったそれぞれの総費用です。

B委員

Aさん、Bさん、Cさん、Dさんがいるということですね。

課長 近隣全体では18件です。

高木部長 今年度4月から12月の9ヶ月分で18件あったものが、こちらのマス目にそれぞれ入っています。

B委員 4月から12月で18件しかない。

課長 犬山市の国保として出産育児一時金をお支払いした件数です。

B委員 社会保険は入っていないということですね。犬山市国保の出生者が大体400。そのうちの国保加入者の出産数ということですか。

課長 正常分娩だけですので、異常分娩は含まれていません。帝王切開の場合もありますが、帝王切開は医療になります。

会長代行 他に質問ありますか。

《質問なし》

では協議をしたいと思えますけども、方向性としては国の示す金額通りにするかどうかについてになります。いかがでしょうか。

A委員 参考資料に実際どのくらい出産費用がかかるかということが載っていますが、自分が出産した時よりかなり高くなっています。また、平成21年より一時金は上げていないとのこと。最近では物価高騰などで多くの方の生活が大変になっていますので、子育て支援の面からも国と同じ引き上げは妥当だと思います。

B委員 今、A委員の方から物価上昇の話がありましたが、今回の引き上げについては、物価上昇も加味した数字なのか、それとも加味していないのか。というのは、出産費用がまだ値上げしていない状態のような気がして。これからまだ上がるのではないかなという予想を立てているんですが。

事務局 物価上昇については、計算上は加味されていません。算出方法については、平成24年度の全施設の正常分娩の費用額に対して、平成3年度の全施設正常分娩の費用額の増加率を令和3年度の金額にかけた形で出しています。

課長 机上に配布した資料の2枚目の表を見ていただいて、令和3年度、一番右端に47万3,315円と書いてありますが、先ほどの参考資料2の方の(2)が公的病院だけの出産費用に対して、こちらの方は、例えば個人のクリニックであるとか、そういったところもすべて含めた全施設の正常分娩の合計負担額を出したもので、それが47万3,315円です。これには物価上昇が入っておりません。

B委員 懸念するのは、賃上げの動向も気になるところで、例えば3月、4月に病院

の職員さんとか看護師さんたちの賃上げがあった時に、ひょっとすると出産の費用も、病院としては上げなければいけないのではないかという予想ができるんです。そうしたときに、国はそれも加味していない感じなので、今の金額として50万前後でいいのか、犬山市としてはそれも加味した上で、例えば市民の人が55万かかったのに、50万しか条例で出せませんということになりかねない。私はその辺も加味したことを考えた上で、条例で、例えば上限の金額はここまでだということを、実費弁償になるというような方法も入れながら、出産した人たちが負担にならないような金額の設定をするべきだと思います。

課長

まず、この正常分娩につきましては、自由診療です。国が8万円引き上げるというふうになりましたけれども、実際のところ、もう病院、産婦人科で8万円上乗せした金額で新たに設定してきているところもあると聞き及んでいます。どこまでいってもイタチごっこだということは新聞報道等でもされておりまして、例えば犬山市が独自で上乗せをした場合、それはすべて保険税にはね返ります。そこのところも含めてご協議をいただきたいと思います。

事務局

それから、社会保障審議会医療保険部会の中で、最終的に12月15日付けで議論の整理というものがされていまして、その中で今回の50万円というのは、今後1年から3年をかけて、出産育児一時金のあり方自体を検討していくという文言が入っています。その中で議事録などを読んでみますと、先ほどの2枚つづりの資料を見ていただければいいんですが、その中保険診療になった場合は出産育児一時金は出ないという文言が入ってます。もしかすると出産育児一時金の一部の部分か大部分か分かりませんが、自由診療ではなく保険診療に変わってくるという可能性も否定できないので、現状ではこの数字から逸脱することはあまり得策ではないと考えます。

事務局

今の説明の補足です。1点目に「一時金額は諸物価などの状況を考えて3年後に見直す」ということ。2点目に「産婦人科学会との協力で、現状が完全な自由競争なので、出産費用を見える化して便乗値上げを防ぐ仕組みも大事」ということが議論の整理のなかに入っているということ、3点目に先ほどB委員がおっしゃった通り、犬山市で年間400人ぐらいの出生がありますが、そのうち国保は30か40人ぐらいです。他の大部分の社会保険加入の方は、法令で今回50万円と決まりますので、公平性から言うと社会保険の大方の皆さんと一緒にしておくのがいいのかなというふうに考えます。

B委員

先ほどの事務局の答弁で、保険税にはね返ってくるというのがずっとときています。本当ならば、条文の中に、金額云々もそうですけども、先ほど言っていた上限設定などもしてあげたいなという気持ちです。というのは、若い人の収入のことも考えると、今は非常に大変だということなので、できるだけ出産費用にかかるところは全額公費でみてあげられるような設定をしてあげたいなという思いです。保険税云々はあるけど。

課長

国の方で見える化をするということを言っていますが、先ほどの表のA「室料差額」、C「その他」の部分というのは各病院で非常に差が大きいところです。特に「その他」のところは、食事が例えばお祝い膳であったりとか、妊婦

さんが選べる部分です。病院で当然必要な部分ではありますが、それ以外の部分、例えば、お食事がフランス料理だとか、個室が豪華だとか、「その部分は私はいらない」という人が払うのがこの47万3,315円の部分だと思います。このAやCの部分は、妊婦さんにとってはより快適に過ごせる部分で付加された価値のものだと思うので、その部分を選ばれるのであれば、当然その方ご自身でご負担いただくものなのかなと考えます。なので、このABCを除いた妊婦合計負担額と書いてあるところの47万3千円、これを満たしている金額と考えれば50万というのは妥当なのではないかと思います。

B委員

今の説明で付加部分という話でしたが、僕は男性なので出産の大変さは見えないのですが、とてつもない体力と精神力で出産をされるわけで、その時ぐらいいいものを食べてほしい、その時ぐらいマッサージを受けてほしいというのが正直な思いです。付加とは言わずに、基本的な医療というか出産の費用の中に入るべきだとはいうふうに思ってます。ただ、今説明があったように、その部分は抜いた上で、50万でも何とかいけるのではないかというご説明もあったので、50万という数字は妥当だというふうに思います。

会長代行

他にご意見はありませんか。

C委員

今皆様のご質問等をお聞きしまして、50万円ということでもいいと思います。

会長代行

では、国の改定の数字通り50万円という意見が今多く出ていますが、いかがでしょうか。ご異論はございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、考え方としては、国の改定どおりとしていくということで答申を決定したいと思います。

では、次に議題4、こちらも諮問を受けましたので、「傷病手当金についての基本的な考え方について」、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは資料4「傷病手当金についても基本的な考え方」をご覧ください。まず(1)として、国民健康保険の傷病手当金につきましては、いわゆるコロナ対策の一環として、令和2年1月から、新型コロナウイルス感染症に罹患された被用者の方、いわゆる給料をもらっている方に対して、傷病手当金を支給するものとなっています。続いて(2)傷病手当金として支出したお金の国からの財政支援ですが、制度創設時より現在までの間、傷病手当金の支出額の10分の10、いわゆる全額を国からの財政支援、特別調整交付金というもので賄ってもらっています。続きまして(3)現在の状況と適用期間ですが、国はこの財政支援を一時的、時限的なものと考えていまして、これまでは、感染状況を注視しながら、3ヶ月間隔でその期限を更新して参りました。今後につきましては、新型コロナウイルス感染症が現在の2類感染症から季節性インフルエンザ並みの5類に引き下げることが5月8日付けで実施されると報道が出ています。分類を引き下げたタイミングで財政支援を廃止することが考えられると県で予測されております。括弧書きのところ、現在の適用期間ですが、令和2年1月1日から令和5年3月31日までの間に罹患された方となっています。その下は当市の実績になりますが、令和4年度はちょっと極端に増

えていますが、これについては夏以降の第7波と第8波によりかなりの方の申請がありました。最後に、事務局の提案として、以上のように、近い将来、国保の傷病手当金制度に対する財政支援が廃止されるという見込みがあります。任意給付の開始廃止が国保運協の諮問答申事項となっているため、今回の運協の中で国の財政支援廃止のタイミングで、この制度の運用を廃止するという方針を確認したいと考えております。説明は以上です。

会長代行

まず、質問はございませんか。

B委員

国の財政支援廃止のタイミングでこの制度を廃止しないと犬山市が言った場合はペナルティはあるのでしょうか。

課長

ペナルティはないですが、その分の財源は持ち出しになりますので、当然それがまた国保税に返ってくるという形になります。

B委員

令和2年度の実績は1件で9万4,404円。令和3年度は3件で9万4,041円。逆に令和4年度は21件で、認知されてきたから皆が請求したという感じを受けます。国は5類に下げるから財政支援は廃止すると言っているようなものです。逆に、これぐらいの財源であれば、当市はこの制度は残しておいて、国民健康保険加入者のメリットとしてあげてもいいのではないかなど、僕は個人的に思いますが、そういう考えはどうでしょうか。事務局とは真っ向違う提案ですが。

D委員

今までは出勤停止となって仕事を休まないといけなかったから傷病手当金があったが、別にこれから先は仕事に行けるからいいのではないのでしょうか。

会長代行

入院勧告などされない状態で仕事を休んだ人に継続するかどうかということになります。制度の枠組自体がちょっと変わってきます。

部長

まず対象は罹患者だけです。濃厚接触は対象外です。

課長

罹患者か発熱等の症状があり感染が疑われる方です。

部長

今までは出勤停止で勤められなくなったから、その分を保障してあげた。これからは出勤停止がかからないです。それから、5類になることによって、5類にはコロナだけでなくいろいろあるのですが、それとの差をつけるとなると、難しいかと思えます。

B委員

了解しました。

会長代行

他に質問はございませんか。

A委員

傷病手当金については、社会保険の人の場合は前からありますよね。コロナとは別で、ケガだとか病気をした時です。国保に関しては、コロナの場合だけというのが不公平だと思います。

課長 もともと国保の制度には傷病手当金の制度というのはなくて、この新型コロナがここまで広がって初めて国が何とかしなければということで創設を言い始めた。社会保険の方は傷病手当金が以前からありますので、不公平感があるというのは全くおっしゃる通りだと思います。ただ、国保の場合、傷病手当金は任意給付ですので、それをやろうとすると、国保の財政基盤は非常に脆弱なので、どこまでを範囲として傷病手当金を出すか、社会保険と同じ並みに出そうとしたら、とてもではないけれどもこの脆弱な財政基盤ではやっていけないということになります。

会長代行 国保加入者で被用者というのが少ないですね。

課長 そうですね。被用者はそこまで多くない。今年度、21件、50万円ほど出ておりますけど、私も申請書など見させていただくと、家族経営で自営業をやっているらっしゃって、その中で例えば息子さんが給料をもらうという被用者の立場をとられていて、休業の証明されている方が個人事業主のお父さんだったりとか、そういう形態の申請が非常に多くてちょっと思うところもあるのですが、被用者ということですので、もちろん、受け付けさせていただいて支払いをしております。

会長代行 質問はよろしいですか。では協議に入りたいと思います。事務局案通りでよろしいかどうかについて、異論がございましたらお願いします。

B委員 異論ではないですが、先ほどの部長の答弁でよく分かりました。確かに5類に引き下げたら、コロナだけではなくインフルエンザ等々もあるので、その違いがはっきり明確化されていないし、そこがどうなんだという部分もあります。そういった意味では、国がこういうふうに廃止してくるタイミングで、犬山市だけ特別にそれを残すというわけにはいかないかなと感じています。

会長代行 他によろしいでしょうか。では、事務局案のとおりとして決定させていただきたいと思います。次は、今日諮問がありました件についての答申案について協議を行います。今日答申案を決定しないと、条例案を出せないのでもっと急ぎでやります。

課長 答申案をお配りします。

 《答申案を配布・読み上げ》

会長代行 では、修正が必要かどうかについてご意見を伺いたいと思います。

B委員 最初の方の「大きな経済的負担を」というところですが、経済的負担だけでなく、身体的とかそういうものも入れた方がいいのかなと思います。お金だけの問題ではないので。「身体的経済的負担を」という表現の方がこの答申には合うような気がします。

課長 お気持ちはよく分かりますが、その次に来る文が「加入者同士による相互扶助により軽減するもの」となっています。身体的負担を軽減できるものではないと思いますので、ちょっと文章を少し改良しないとイケないです。

会長代行 「一時金」というのが主語に来ていますね。

B委員 理解しました。そうですね。

会長代行 では、答申は合意いただいたということでよろしいでしょうか。

《異議なし》

では、市長日程を私の方で調整して答申を行いたいと思います。最後に、議題5「その他報告」について、事務局お願いします。

事務局 それでは資料5をご覧ください。その他報告事項ということで、3点ございます。まず1点目は、令和5年度当初予算について、協議会でお示ししましたシミュレーションをもとにして予算案を作成し、令和5年2月議会に上程を予定しております。続きまして、2番目の国民健康保険条例、国民健康保険税条例の改正についてですが、税条例につきましては、皆様からご答申をいただきました税率の通りに改正を予定するというので上程させていただきます。国民健康保険条例につきましては、先ほど答申案の方、ご了承いただきました50万円の改正ということで、答申の通りに条例改正をさせていただくということで、上程させていただきます。3番目の令和5年度税制改正大綱と社会保障審議会医療保険部会の動向について2点ございまして、まず1点目の税制改正大綱につきましては、①賦課限度額の改定が今回出ておりまして、後期高齢者支援金分については現状20万円から22万円に引き上げが予定されております。②は国民健康保険税の減額対象となる所得基準の改定ということで、現在、低所得者を対象に、均等割、平等割の7割、5割、2割をそれぞれ軽減する制度がございます。そのうちの5割軽減と2割軽減の所得基準のうち、被保険者数に掛ける単価を、5割軽減については、現状28万5千円から5千円アップして29万に引き上げ、2割軽減については、52万円から53万5千円に引き上げるという形で税制大綱が出ています。①については令和5年度の運営協議会で皆様にご審議いただくこととなりますが、②については4月以降、議会の方でご審議をいただく形になるかと思っております。続きまして(2)の社会保障審議会医療保険部会について、①の出産育児一時金の大幅な引き上げにつきましては、先ほどご説明したとおりです。ただその中で、財源の一部につきまして後期高齢者が負担するということが令和6年度に始まります。それから②ですが、令和6年1月から始まります産前産後期間相当分の均等割・所得割の免除制度の創設ということで、これについては医療保険部会の方で出ておりまして、令和6年の1月の実施に向けて、今いろいろ資料の方が出ている段階です。以上です。

会長代行 私からも後期高齢者医療保険の会議についてご報告させていただきます。議会の方で副議長をやっています、副議長が会議に行くことになっています。

ちょうど来年度の予算案の審議をこれからやるのですが、後期高齢者医療保険の予算は少し上がってます。4%弱ぐらいです。9,400億の県全体の財政の中で、来年度は、300億円ほど上がる。今の9,100億から9,400億に上がる。ですので、支援金にも反映されてくるということがあります。状況としては、1人当たりの医療費については、約86万円ぐらいでほぼ横ばい。むしろ若干減ってるのですが、被保険者がかなり増えてるということもありまして、その分が全体の予算にはね返ってくるという状況になってます。

先ほどの「その他報告」についての質問はありますか。所得基準の改定についての引き上げは、要するに減免範囲の拡大ということによいですか。

課長

そうです。対象者が増えるということです。

会長代行

減免をされる方が増えるということになります。その分は、法定内の繰入で賄われるということによいですか。

課長

そうです。法定内となります。

会長代行

そこまで国保税に跳ね返ってくることはないということです。では、よろしいでしょうか。これで本日の議題は終了させていただきます。ありがとうございました。ここからは事務局にお返しします。

(閉 会)

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

(原本に 久世 高裕 署名)

署名

(原本に 鈴木 一成 署名)

署名

(原本に 板津 孝明 署名)